

横浜地域調達情報

令和7年9月30日公表 調達番号：横25163号

件名：インクカートリッジ等の購入【概算総価】（保土ヶ谷警察署）

見積書提出期限：令和7年10月9日（正午） 見積書提出場所：調達課 調達グループ

項番	品名	メーカー	型番・規格	同等品の可否	数量	単位	納入期限	納入場所
1	別紙1のとおり						契約締結日 ～ 令和8年3月31日	保土ヶ谷警察署 1階 会計課 (横浜市保土ヶ谷区川辺町2-7)

特記事項

1	契約は予定数量による単価契約を締結するものであり、数量については増減の可能性がある。
2	見積金額は、単価、総価ともに小数点以下第4位まで記載できるものとする。
3	見積金額は、消費税抜きの単価にそれぞれの予定数量を乗じた金額の合計金額（概算総価）とする。
4	見積書の余白部分に見積金額の100分の110に相当する金額を記載すること（1円未満の端数が生じたときは、小数点第5位以下を切捨て）
5	その他詳細は、別紙2「仕様書」のとおり

同等品の確認の連絡先

所属	保土ヶ谷警察署
担当者	松田 綾子
電話 FAX	045-335-0110（内線233） 045-335-0110

項番	品 名	メーカー	型番・規格	同等品の可否	数量	単位
1	インクカートリッジ	エプソン	SAT-BK ブラック	否	50	箱
2	インクカートリッジ	エプソン	SAT-C シアン	否	20	箱
3	インクカートリッジ	エプソン	SAT-LC ライトシアン	否	40	箱
4	インクカートリッジ	エプソン	SAT-M マゼンタ	否	30	箱
5	インクカートリッジ	エプソン	SAT-LM ライトマゼンタ	否	15	箱
6	インクカートリッジ	エプソン	SAT-Y イエロー	否	25	箱
7	インクカートリッジ	エプソン	IB09KA ブラック	否	5	箱
8	インクカートリッジ	エプソン	IB09CA シアン	否	5	箱
9	インクカートリッジ	エプソン	IB09MA マゼンタ	否	5	箱
10	インクカートリッジ	エプソン	IB09YA イエロー	否	5	箱
11	インクタンク	キャノン	BCI-330PGBK ブラック	否	25	箱
12	インクタンク	キャノン	BCI-331BK ブラック	否	35	箱
13	インクタンク	キャノン	BCI-331C シアン	否	50	箱
14	インクタンク	キャノン	BCI-331M マゼンタ	否	45	箱
15	インクタンク	キャノン	BCI-331Y イエロー	否	45	箱
16	インクタンク	キャノン	BCI-331GY グレー	否	25	箱
17	USBメモリー	バッファロー	RUF3-YUF16GA-WH	可	35	本
18	USBメモリー	バッファロー	RUF3-YUF32GA-WH	可	15	本
19	USBメモリー	バッファロー	RUF3-YUF64GA-WH	可	10	本
20	USBメモリー	バッファロー	RUF3-YUF128GA-WH	可	5	本
21	USBメモリー	キオクシア	KUC-3A256GW	可	2	本
22	SDHCメモリーカード	エレコム	MF-FS008GU11R	可	5	枚
23	印画紙	キャノン	写真用紙 スタンダード 400枚入り SD-201 L400	可	40	箱

仕 様 書

- 1 件名
インクカートリッジ等の購入【概算総価】
- 2 契約期間
契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- 3 契約方法
予定数量による単価契約とする。
- 4 購入予定数量
予定数量は、過去の実績等から積算したもので、数量については増減の可能性がある。
- 5 納入場所
横浜市保土ヶ谷区川辺町 2-7 保土ヶ谷警察署 1 階 会計課
- 6 発注から納入の流れ
 - (1) 1 ヶ月に 1 回程度、書面又はファクシミリで発注するので、発注日の翌日から 10 日以内に納入すること。
ただし、納入最終日が「神奈川県の日曜日に定める条例」に規定する休日に当たる場合は、その翌日とする。
 - (2) 納入の際には、物品とともに納品書（宛名、納入場所、納品年月日、商号、代表者氏名及び納品される物品の品名、規格、数量、単価、金額を記載）を提出すること。
 - (3) 納入には、低公害車（神奈川県庁内グリーン配送実施指針 2 (4) に規定する「低公害車」をいう。）の使用及びエコドライブ（同指針 2 (5) に規定する「エコドライブ」という。）を実施すること。
- 7 代金の請求
1 ヶ月分の納入数量を取りまとめて、納入翌月に発注者あて請求書を提出することにより行うものとする。
請求金額に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切捨てるものとする。
- 8 特記事項
本契約の締結にあたり、次の条件が付されることに同意したとみなす。
 - (1) 業者調査への協力
 - (2) 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）に基づく契約解除等
 - (3) 契約の履行遅滞に関しては、天災地変等でやむを得ないと認められる場合、又は発注者側の都合による場合を除き、履行期限の翌日から起算して遅滞日数 1 日につき神奈川県財務規則（昭和 29 年 2 月 1 日規則第 5 号）第 33 条第 1 項の規定に定める率（年の日数は閏日を含む期間についても、365 日で換算する。）を乗じて計算した違約金を徴することになる。

(4) 契約条件の詳細

神奈川県ホームページ (<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/jk8/cnt/f100447/>) を参照すること。